

ケアマネジメント類型別 サービス併用時の運用について（R5.5.12訂正）

類型	複数サービス併用時の運用
<p>ケアマネジメントA （原則的なケアマネジメント）</p>	<p><b>1. 指定事業者以外のサービスを併用する場合</b>                      ①ケアマネジメントAのプラン帳票に指定事業者以外のサービスを記載し、サービスの必要性や開始時期・終了時期について記録する。                      ②ケアマネジメントB・Cのプラン帳票を新たに作成する必要はない。</p> <p><b>2. ケアマネジメントAのプラン作成後に、指定事業者以外のサービスを追加する場合</b>                      ①作成済みのプラン帳票に該当サービスを追記し、サービスの必要性や開始時期・終了時期について記録する。                      ②1の②と同様。</p> <p><b>3. サービス担当者会議の取り扱い</b>                      ①訪問型サービス（訪問C・訪問B）の場合はサービス担当者会議を開催する。                      ②通所型サービス（通所C・通所B）は、プラン変更によるサービス担当者会議の開催は不要。                      但し、通所Cについてはサービス提供者が開催する「目標確認会議」「評価会議」に担当ケアマネジャーの参加をお願いしている。                      （担当ケアマネジャーの参加が難しい場合、包括職員の参加協力を依頼する。）</p> <p><b>4. 指定事業者以外のサービスを併用中に指定事業者のサービスを終了する場合</b>                      ①高齢者総合相談センターに連絡し、評価を行う。                      ②評価の結果、ケアマネジメントが必要な場合は利用するサービス種別に応じてケアマネジメント類型を変更する。不要の場合はケアマネジメントを終了する。</p>
<p>ケアマネジメントB （簡略化したケアマネジメント）</p>	<p><b>1. 期間内にケアマネジメントC該当サービスを追加する場合</b>                      ・作成済みのプラン帳票に該当サービスを追記し、サービスの必要性及び開始時期を記録し、プラン変更は不要。</p> <p><b>2. 短期集中サービス終了月に行う評価とケアマネジメントについて</b>                      ・評価の結果、必要なサービスがあればケアマネジメント類型を変更。サービスが不要であればケアマネジメントを終了する。</p>
<p>ケアマネジメントC （初回のみケアマネジメント）</p>	<p><b>他のケアマネジメント類型でプラン作成中の方が住民主体サービス等を併用する場合</b>                      ・作成済みの様式に該当サービスを追記し、サービスの必要性、開始時期を記録し、プラン変更は不要。</p>